

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査 令和3年8月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】 償却資産の学び方 ⑮

前回、町役場で実践した今年度の〈事業者の掘り起こしについて〉について紹介した。九州の人口1万5千人ほどの町で担当者一人の自治体の取組事例だ。いただいた資料の続きを、抜粋して掲載する。

【今月の質問】

「納税通知書」の郵送送付以外の方法について

〈質問〉

〈納税の告知〉である「納税通知書」等は郵送送付以外の方法も可能か

〈回答〉

郵送による交付送達以外にも、「出会送達」「補充送達」「差置送達」なども認められている。

「納付書」と「納税通知書」

「納付書」は、税金を払うための手段となる用紙。

「納税通知書」は＜納税の告知＞

文書により納付又は納入の告知をしなければならない（法13条）。

その賦課の根拠となった法律及びその地方団体の条例の規定、納税義務者の住所・氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期の納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合にとられる措置、賦課に不服があった場合における救済（審査請求）の方法等が記載

地方税法第383条

（固定資産の申告）

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（略）は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

「申告納税」か、「賦課課税」か

<コメント>

不申告者への対応で「申告漏れ資産の例示及び課税予告書の送付」そして、「賦課更正決定」は、本来実施しなければならないは、正しい処理の流れである。

研修で償却資産は「申告納税」か。「賦課課税」かを、質問すると、償却資産が申告を求めているために、「申告納税」と回答する担当者がある。また、いつまでも申告提出を待つと答える職員がいるが、それは誤りである。

賦課期日に動産・不動産などの資産の存在の確認、課税標準の把握の資料提供としての申告主義を採用している

「申告納税」と「賦課課税」

< 申告納税 >

国等の税金について納税者自らが、税務署へ所得などの申告を行うことにより自ら課税標準および税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する方式

< 賦課課税 >

納付すべき税額がもっぱら租税行政庁の処分によって確定するような課税方式。納める税額の計算と申告を納税者が行わない方式。

(固定資産税の賦課期日)

第三百五十九条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

<償却資産申告書>

平成 31 年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

平成 31 年 1 月 23 日

東京都 新宿 都税事務所長殿

1 住所 (フリガナ) 160-0023 新宿区西新宿 2 丁目 8-1

3 個人番号又は法人番号 987654321098

4 事業種目 サービス業

5 所有者コード 042 氏名コード 200005 1

6 短縮耐用年数の承認 有・無

7 増加償却の届出 有・無

資産の種類	2 詳細	3 価額	4 決定価格	5 課税標準額	6 件数	7 備考(添付書類等)
1 建築物		4,725,000	4,725,000	4,725,000	3	
2 自動車		18,701,364	18,701,364	18,701,364	10	
3 船舶						
4 航空機						
5 機械等の設備						
6 有価証券		1,421,475	1,421,475	1,421,475	25	(記載しないでください)
7 合計		24,847,839	24,847,839	24,847,000	38	

◆東京都主税局 石橋系游離を含まないインキを使用しています。

課税対象の把握 市町村ばらつき

県内
償却資産の実務

建物や土地以外の事業に使う償却資産にかかる固定資産税に關し、県内市町村で課税対象の把握にばらつきがあることが19日、分かった。県の調べでは、2011年12月時点で45市町村のうち、28市町村が、償却資産を把握しやすいうり課税等の関係資料を照会し、いたこと回答。一部市町村では現在も対象資産を把握しにくいうり課税漏れしている可能性が高く、専門家が「課税の公平性を欠き、問題だ」と指摘している。

【2面に関連記事】

「熊本日新聞」平成26年7月20日